

平成30年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

平成30年1月総会

萩市農業委員会総会議事録

1月18日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議案第5号 現況確認書の交付について

○出席委員(36名)

1番 藤田芳昭	2番 宮内敏男
3番 中村博和	4番 上杉重男
5番 鈴川肇	6番 大塚茂生
7番 田中博守	8番 中野良保
9番 嶋哲子	10番 田村廣
11番 光田英彦	12番 藤田滋紀
13番 長尾忠敏	14番 中村扶之男
15番 岡崎弘明	16番 長富繁美
17番 吉屋憲幸	18番 榎谷隆夫
19番 松田由美子	20番 尾木武夫
21番 矢次利典	22番 吉村剛
23番 中村博	24番 原田知美
25番 落合光子	26番 原川久美子
27番 増野弘晃	28番 倉増隆資
29番 岡卓	30番 猪亦修生
31番 佐伯泰資	32番 杉山幹洋
33番 下瀬一馬	34番 金子哲也
35番 鳥田茂夫	欠席 藏増裕一

37番 片岡兼雄

○議事録署名委員

1番 藤田芳昭

35番 烏田茂夫

○議 事

事務局 農業委員会委員37名中36名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 藤田芳昭委員、35番 烏田委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局より第1項の説明をお願いします。

事務局 第1項の申請について説明いたします。
まず説明に入る前にこちらの申請につきましては、お父さんから息子さんへの申請となりますので、申請面積と耕作面積が、同じ数値となっております。
申請地は、●●●字●●●番地、登記・現況地目ともに 畑 面積152㎡ほか16筆、合計で17,716㎡です。譲受人 ●●●

の●●●さんで、耕作面積は17,716㎡で内容は、すべて畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さん（お父さん）です。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さん（息子さん）が帰島し農業を本格的に取り組む意思があり、譲渡人であります●●●さんが息子さんを農業の後継者として、また、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●歳で、専業農家で譲渡人のご両親と農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん300日、お父さん300日、お母さん250日となっております。

（ビッグパッドに地図を表示）

次に場所ですが、現地については1月12日、●●●地区の●●●委員さんと事務局で確認しました。

申請地は●●●で、緑で着色した箇所となります。譲受人さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、申請地は現在、畑として利用されており、今後同様に畑として主に芋、スイカ、カボチャ等を作付けされる計画です。

農機具の保有状況は、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック2台、噴霧器1台、防除機1台、草刈機2台を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第 8 番 先日の12日に現地調査いたしまして、父である●●●さんは中山間の役員もやっておられ、農地保全には力を入れておられる方です。息子さんは去年の夏に帰ってきて農業に頑張っているらしいです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局より第2項の説明をお願いします。

事務局 第2項の申請について説明いたします。

申請地は、大字●●●字●●●番、登記・現況地目ともに田、面積315㎡ほか1筆、合計で715㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は7,368㎡で内容は、田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢で後継者もおられず、譲受人の●●●さんが隣接農地を所有されていることから、今回の申し出があり、双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●歳。専業農家で田と畑それぞれ約4反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数はご本人さん180日、奥さんが120日となっております。

(ビッグパッドに地図を表示)

次に場所ですが、現地については昨年12月26日、●●●委員さんと●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●地区で●●●総合事務所から南に約750mの地点にあり、緑で着色した箇所となります。譲受人さんの自宅が黄色で着色している部分となります。

営農計画ですが、当該農地は現在、農事組合法人●●●が周辺の農地とあわせて利用権設定により田として利用されています。取得後も引き続き、農事組合法人●●●が田として水稻の作付けをされる予定です。

農機具の保有状況は、トラクター2台、田植機2台、コンバイン2台、耕運機1台、乾燥機、糞摺機を所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第23番 12月26日事務局3名と●●●委員さんと私と代理人の方の立会のもとに現地調査を行いました。●●●さんは、●●●さんの義理の兄にあたる方です。●●●さんの息子さんは遠くに出ておられまして帰って農業をする予定はないようです。今回そういうことで、●●●さんが、譲受人ということになりました。現地は、説明のとおりで、20年程前に国営の圃場整備が済みまして、その時からの杭畦畔でひとまちの中にこれだけが残っているというところです。その時点から●●●さんが耕作されておるということです。ご審議のほどお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局より第1項の説明をお願いします。

事務局 第1項の申請について説明いたします。1月10日に●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、JR●●●駅から南東へ0.3km。準工業地域内の宅地化が進行した地域に位置する小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

当該申請地は平成24年7月30日付けで、5条転用の許可が出ており、工場の敷地拡張をする計画でしたが、運搬車両の駐車スペース及び従業員の増加に伴う駐車スペース、来客用駐車スペースを確保するため、計画どおり整備できず、事業計画変更承認申請書を提出し大字●●●字●●●番、387㎡。外1筆、計869㎡の申請地と、大字●●●字●●●番、3.28㎡を併用地として、合計面積872.28㎡に営業用駐車場27台分を整備するものです。

(ビッグパッドに分権図を表示)

北側を道路、西側・南側を宅地に接しています。東側を農地に接していますが、平成24年の許可後、盛土造成・整地及びよう壁も設置されており、今回造成・整地等の作業はありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入し、汚水は発生しません。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第26番 1月10日に事務局2名と地元委員ということで、私が現地の確認に行っております。クリーニング事業ですが、看板が出ておりません。これは主に●●●のクリーニングを専門にやっておられる会社です。今説明されたとおりなのですが、砂利が敷いてあって駐車場ということで、会社が大きくなって、従業員や来客など車の出入りが多いということで、駐車場が必要になり、変更をされたという

事です。建物については、そのうち又申し出があろうかと思いますが、以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは第1項の説明させていただきます。1月10日に●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、JR●●●駅から南へ2.0km。農地と宅地が混在する地域に位置する小農地で、農地法施行規則第46条に規定される第2種農地です。大字●●●字●●●番、382㎡の申請地に自己用住宅とカーポートを建設するものです。建ぺい率は25%です。

所有者は●●●の●●●さんです。転用者は●●●の●●●さんです。なお、両者は祖母と孫の関係にあたります。

(ビッグパッドに分権図を表示)

北側と南側は宅地、西側は宅地及び道路に接し、東側は農地に接していますが隣接農地承諾書が提出されています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は道路側溝へ流入し、汚水は合併浄化槽

から道路側溝へ流入します。

被害防除計画は0.8mの盛土造成及び整地を行いますが0.8mのよう壁を設置するため、土砂の流出のおそれはなく適当です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第34番 この件につきましては、1月10日に事務局2名と私で現地確認に行きまして、内容につきましては、只今事務局の説明のとおりでございます。●●●さんには3人の姉妹のお子さんがおられるわけですが、そのうちの次女が実家のある近くに家を建てるといふ申請になります。特に問題ないと思います。隣接地に水田があるわけですが、聞くところによりますと、今年からもう作らないということらしく、いずれにしましても、隣接農地も承諾書等出ておりますし、何ら問題はないと思われまふ。ご審議ほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局より第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項の説明させていただきます。1月10日に●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、JR●●●駅から東へ1.5km。宅地化が進行する地域に位置する小農地で、農地法施行規則第46条に規定される第2種農地です。大字●●●字●

●●●●●番の301㎡の申請地と大字●●●●字●●●●番、255.05㎡の宅地を併用地として、合計面積556.05㎡に、●●●の創設者、●●●の誕生地として整備された●●●の駐車場17台分を整備するものです。

所有者は●●●の●●●さんと●●●市●●●の●●●さんです。転用者は●●●の学校法人●●●です。

(ビッグパッドに分権図を表示)

北側は山林、東側は宅地、南側は水路、西側は公園に接しており、隣接農地はありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入し、汚水は発生しません。

被害防除計画は、家屋解体後、地ならし整地を行いますが、土砂の流出のおそれはなく適当です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第34番 この件につきましても、1月10日に事務局2名と私で現地確認しております。ここにつきましては、先程事務局の説明のとおりで●●●さんの生誕地ということで、●●●、非常に立派な公園が整備されておるわけです。さすがに資金のある●●●の大本だと言う感じはするわけですが、悲しいかな駐車場がないということです。住居と農地はあるわけですが、住んでおられないということもありますし、農地につきましては橙が1本、柿の木が1本あるというような農地でありまして、なんら問題ないのではと思います。周辺にも農地はありませんし、問題ないと思われます。17台駐車場が整備された後には、皆さん1度はご覧になってみてはいかがでしょうか。立派な公園になっております。どうぞご審議ほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 立派な公園ですが、ここを知っている人はあまりおられないでしょうね。行ってみて説明を読んでではじめて、ここは●●●の創設者の誕生地なのかと思うような所です。17台駐車場が整備されたら、是非一度は行って見られてはいかがでしょうか。

それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 事務局より第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは第3項の説明させていただきます。

(ビッグパッドに位置図を表示)

12月26日に●●●委員さんと●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地はJR●●●駅から北へ1.5km。宅地から進行する地域に位置し、孤立した小農地で農地法施行規則第46条に規定される第2種農地です。

大字●●●字●●●番、391㎡の申請地に自己用住宅を建設するものです。なお、申請地の面を除く有効敷地面積は281㎡で建ぺい率は23%です。

所有者は●●●の●●●さんです。転用者は●●●の●●●さんです。なお、両者は親子関係にあたります。

(ビッグパッドに分権図を表示)

東側は宅地・雑種地、西側は道路、南側は市の集落排水施設処理場に接しており、北側は申請者の農地となっています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

用排水計画ですが、雨水は用悪水路へ流入し、汚水は合併浄化槽から用悪水路へ流入します。

被害防除計画は、0.1mの盛土造成及び整地を行い、法面は植栽を行うため、土砂の流出のおそれはなく適当です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

第20番 昨年の12月26日に農業委員会の●●●さん、●●●さん、●●●さん、行政書士の●●●さん、農業委員の●●●さん、私の6人で農地の転用と権利移動許可の説明を受けまして現地調査確認を行ったところです。譲受人の●●●さんは、父名義の土地を生前贈与して住宅を建設するというものであります。農地の転用は、この土地のみが農地として離れて独立しており、周辺土地と連携する農地ではありません。事務局の説明のとおり自宅を建てて家に出入りする進入道路や生活排水等の問題も別に考えられません。皆様方のご審議を頂きますよう宜しくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声あり)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出につい

て」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第4号について説明させていただきます。

(ビッグパッドに位置図を表示)

申請地は萩市●●●支所から北東へ2.2kmの大字●●●字●●●番、地目は登記、現況とも畑、面積は176㎡、申請人は、●●●の●●●さん、転用目的は農業用機械倉庫の建設です。

南北は公衆用道路、西側は宅地、東側は申請人の農地に隣接しています。

用排水ですが、雨水は自然流下で道路側溝、汚水は発生しませんので適当です。

被害防除については、整地は行いますが土砂の流出のおそれはなく適当です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で議案第4号の報告は終わります。

議長 議案第5号「現況確認書の交付について」を議題に供します。第1項を、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号について説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

申請地は、JR●●●駅から北西へ1.2kmに位置する大字●●●字●●●番で、地目は畑、面積は95㎡。申請人は●●●市●●●区、●●●さんです。

1月10日に●●●委員さん、●●●委員さんと事務局とで現地調査を行ったところ、申立てによると、申請地は「●●●流配者葬

地」として利用され、現在に至っています。

本調査によると、申請地は明治元年から3年にかけて長崎から流配されたキリスト教徒が埋葬されており、平成22年の発掘により遺骨の一部が見つかっています。以後、埋葬地として萩市のキリスト教信者等によって管理されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で議案第5号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会 総会を閉会いたします。

午前 10時 30分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

平成30年1月18日

萩市農業委員会会長 片岡 義雄

委員 藤田 芳昭

委員 島田 茂夫